

別添2

測定結果の数値の取り扱いについて

1. 水浴場水質判定基準に掲げる項目

別添1「水浴場水質判定基準」の項目の欄に掲げる項目(以下「評価項目」という。)については、次の方法により、測定結果の数値を取り扱い願います。

(1) 報告下限値

以下の項目についての報告は、各項目右欄に掲げる値(以下「報告下限値」という。)を下限とします。

項目	報告下限値
ふん便性大腸菌群数	2個/100mL
COD	0.5mg/L

(2) 検体値

報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「<0.5」)とします。

検体値については、有効数字を2桁までとし、3桁目以下を切り捨てます。また、報告下限値の桁より下の桁については、切り捨ててください。

(3) 平均値の計算方法

水浴場水質(評価項目)は、測定地点における日間平均値を算出し、これらを平均して期間平均値を算出します。また、1水浴場において複数の調査地点がある場合は、各地点の期間平均値を算出し、これらを平均した数値を、水浴場の平均値とします。

平均値は、有効数字を2桁までとし、3桁目以下を四捨五入します。さらに報告下限値の桁より下の桁が残る場合は、その桁を四捨五入して、報告下限値の桁に合わせます。

なお、水浴場水質(評価項目)の平均値を算出するに当たっては、日間平均値の算出、期間平均値の算出、各地点の期間平均値の算出ごとに有効数字桁数の処理は行わず、最終段階にて、処理を行います(いわゆる、連動計算の考え方です)。

なお、平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取り扱い方は、次に従ってください。

① ふん便性大腸菌群数

報告下限値未満(<2個/100mL)については、0として取り扱います。

なお、平均し、報告下限の桁(整数)にした場合に、「0」または「1」であれば、<2個/100mLとして扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とします。

(例) 午前:<2個/100mL 午後:3個/100mL

日間平均値 $(0+3)/2=1.5 \rightarrow$ 報告下限の桁にして 2個/100mL

② COD

全て報告下限値未満(<0.5mg/L)の場合に限り、平均値は<0.5mg/Lとなります。

報告下限値未満と有意な値がある場合は、報告下限値未満のデータを0.5mg/Lとして算出してください。

(例) 午前:<0.5mg/L 午後:0.7mg/L

日間平均値 $(0.5+0.7)/2=0.6mg/L$

③ 透明度

全て>1m(または全透)の場合に限り、平均値は>1m(または全透)となります。

>1m(または全透)と有意な値がある場合は、水深1m以上の測定地点にあっては、>1m(または全透)を1mとして算出してください。

(例) 5/26 >1m 6/5 0.8m

期間平均値 $(1+0.8)/2 = \underline{0.9m}$

なお、このとき、測定地点の水深が 1m に満たない場合にあっては、全透を水深(例 0.7m)として算出してください。

2. その他の項目

その他の項目については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型指定及び水質汚濁防止法等に基づく常時監視等の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号水環境部長通知、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日環水大水発第 1503311 号、環水大土発第 1503313 号）」に定められた数値の取扱い方法をご参照ください。